5　新規則別表第六㈢に定める書式は、附則第一条第七号に定める日以後に支払うべき新法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した同条第三項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

6　前各項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書に、新規則別表第五十七から別表第五二十三まで、別表第五二十七、別表第六㈠及び別表第六㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（所得税法の一部改正及び所得税法施行令の一部改正に伴う調整規定）

第二十五条　附則第一条第六号（施行期日）に定める日が平成二十八年一月一日後である場合における所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）附則第三十七条から第三十九条まで（給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項に関する経過措置等）、第四十一条（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する経過措置）及び第四十三条（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等に関する経過措置）の規定の適用については、同令附則第三十七条中「第百九十四条第四項」とあるのは「第百九十四条第七項」と、同令附則第三十八条中「第百九十五条第四項」とあるのは「第百九十五条第五項」と、同令附則第三十九条中「第百九十五条の二第二項」とあるのは「第百九十五条の二第三項」と、同令附則第四十一条中「第三百十九条の十一」とあるのは「第三百十九条の十二」と、同令附則第四十三条中「第二百三条の五第八項」とあるのは「第二百三条の五第九項」とする。

第二十六条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第百五条の改正規定中「第百五条」を「第百四条」に改める。

○財務省令第二十三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十二号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）」を「第三章　収益事業の範囲（第四条―第八条の二の三）」に、「第八条の二の三」を「第八条の二の四」に、「第八条の四・第八条の五」を「第八条の二の三」に、「第八条の四―第八条の五の二」を「第八条の四―第八条の五の三」に、「第三十七条の三の三」を「第三十七条の三の四」に改める。

第一条中「「証券投資信託」を削り、「第十二号の七の二から第十二号の七の四まで」を「第十二号の六の七から第十二号の七の二まで」に、「第二十六号」を「第二十七号」に改め、「、証券投資信託」を削る。

第三条の二第一項中「（出資を含む。以下この条において同じ。）」を「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）又は出資」に、「株式に」を「ものに」に改め、同項各号中「株式」の下に「又は出資」を加え、同条第二項中「株式に」を「ものに」に改め、同条第三項中「第二条第十二号の七」を「第二条第十二号の六の六」に改める。

第六条第四号ハ中「厚生労働大臣若しくは」を削る。

第八条中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「授業時間数」を「単位数」に改める。

第八条の二の二第一項中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人理化学研究所」に改め、「、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人理化学研究所」を削る。

第一編第四章中第八条の二の三を第八条の二の四とする。

第一編第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　資本金等の額

（出資等減少分配による出資総額等の減少額）

第八条の二の三　令第八条第一項第十七号ロ（資本金等の額）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号。以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。）を控除した金額とする。

第八条の三の七第一項中「連結事業年度」の下に「（当該連結法人が法第十五条の二第一項第一号から第三号まで（連結事業年度の意義）に掲げる法人に該当する場合には、これらの号に定める期間の属する事業年度を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四　法第二十三条第一項第二号（受取配当等の益金不算入）に規定する財務省令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条（金銭の分配）の金銭の分配のうち、同条第三項の規定により出資総額又は同法第百三十五条（出資剰余金）の出資剰余金の額から控除される金額があるもの（当該金額が一時差異等調整引当額（投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項後段又は第六項後段（純資産の部の区分）の規定により同令第二条第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。）の増加額と同額である当該金銭の分配を除く。）とする。

第八条の五中「第二十三条の二第三項」を「第二十三条の二第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十三条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された剰余金の配当等の額を明らかにする書類

二　外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令により課される法人税に相当する税に関する申告書で前号の剰余金の配当等の額に係る事業年度に係るものの写し

三　法第二十三条の二第三項に規定する損金算入対応受取配当等の額の計算に関する明細を記載した書類

四　前項第二号に掲げる書類

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

第二編第一章第一節第一款中第八条の五の次に次の一条を加える。

（出資等減少分配による出資総額等の減少額）

第八条の五の二　令第二十三条第一項第四号ロ（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額（投資法人の計算に関する規則（以下この条において「計算規則」という。）第三十九条第三項（純資産の部の区分）の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。）及び出資剰余金控除額（計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。）の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額（計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号（定義）に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。）を控除した金額とする。

第二十一条の二第二号中「（第四号）」を「（以下この号及び第四号）」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同条第四号中「及び」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十一条の三第二号及び第二十二条第二号中「第四号及び第五号」を「以下この条」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主